

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 高 橋 千代夫
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第 1 4 項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
市民部 共生社会課	11 月 30 日	12 月 17 日～ 2 月 26 日	1 月 20 日
市民部 定期航路事業所	11 月 30 日	12 月 12 日～ 2 月 26 日	1 月 20 日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

定期航路事業所

指摘事項

【重要物品の状況】

○決算関係書類である「財産に関する調書」への記載が漏れていたもの

令和6年3月31日に納入された「定期船「とびしま」乗船券販売システム機器一式」が、令和5年度決算関係書類である「財産に関する調書」への登載が漏れていた。

令和6年度の決算においては遺漏のない調書を作成するとともに、定期的な現況確認等により適正な物品管理を行うこと。

注意事項

【契約】

○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書各書式は引用条項を変更したものが契約検査課掲示板に掲示されていたが、変更前の書式で作成されている契約書があった。そのため、契約書の「談合等に係る契約解除」の引用条項に辻褄が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

【確認した契約書】

《令和6年度分》

- ・定期船「とびしま」AED貸貸借【長期継続契約】（R6.4.1～R11.3.31）
- ・陸船間連絡用無線電話装置保守管理業務委託（R6.4.1～R7.3.31）
- ・定期航路事業所廃棄物収集運搬及び処分業務委託【単価契約】（R6.4.1～R7.3.31）